台風等の場合の授業の休講措置について

- 1. 気象庁より特別警報もしくは暴風警報が東京23区のいずれかに発表されている場合は、以下の基準に従い経済学部及び経済学研究科の授業を休講とする。
 - (1) 午前6時の時点で発表されている場合:1限休講
 - (2) 午前8時の時点で発表されている場合:2限休講
 - (3) 午前10時の時点で発表されている場合:3・4限休講
 - (4) 午後2時の時点で発表されている場合:5・6限休講
- 2. 気象庁より特別警報もしくは暴風警報が東京23区のいずれかに発表された場合は、以下の基準に従うこととする。
 - (1) 午前6時以降8時以前に発表された場合は1限は休講とし、その後は上記1に従う。
 - (2) 午前8時以降10時以前に発表された場合は2限は休講とし、その後は上記1に従う。
 - (3) 午前10時以降午後2時以前に発表された場合は3・4限は休講とし、その後は上記1に従う。
 - (4) 午後2時以降に発表された場合は5・6限は休講とする。
- 3. 上記1及び2にかかわらず、利用する交通機関に著しい乱れがある場合や避難勧告・避難指示(緊急)が発令されるなど、通学に危険が伴うと判断される場合は、無理に登校せず、安全確保を第一とすること

経済学部·経済学研究科